

第 2 0 2 2 0 0 0 2 5 5 9 1 号
令 和 4 年 4 月 2 2 日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 國米 洋一
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期
限について (諮問)

鳥取県漁業調整規則 (令和 2 年鳥取県規則第 5 4 号) 第 1 2 条第 1 項の規定
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと
おり定めることについて、同条第 3 項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のと
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当
漁業調整担当 足立
電 話 : 0857-26-7318
ファクリミ : 0857-26-8131

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期限について

令和 4 年 4 月 2 8 日
鳥取県漁業調整課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない。公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	備考
小型機船底びき網漁業	かいけた網漁業	1 1	新規着業
機船船びき網漁業	あみえび機船船びき網漁業	1	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	1	青森県に住所又は漁業根拠地を有する者

(2) 申請期間

1) 小型機船底びき網漁業

令和 4 年 5 月 2 日 (月) から令和 4 年 5 月 9 日 (月) まで

※ 中部漁協所属の漁業者が漁業権対象である「はまぐり (こたまがい)」の漁獲を希望しており、主な漁獲時期が 5 月から始まることから、1 月以上の申請期間を定めて公示すると、当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められるため。

2) 機船船びき網漁業

令和 4 年 5 月 2 日 (月) から令和 4 年 5 月 9 日 (月) まで

(島根県との調整が調った日から 7 日間 ※)

※ 中海及び境水道における漁業の二枚許可の取扱いに係る島根県との申し合わせによる

3) 小型いかつり漁業

令和 4 年 5 月 2 日 (月) から令和 4 年 5 月 1 6 日 (月) まで

(各道県水産主務課と鳥取県漁業調整課が協議して適当と認める日から 2 週間 ※)

※ 令和 4 年漁期中途に許可を希望する者への対応として委員会へ諮問済み

【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋

(新規の許可又は起業の認可)

第 12 条 知事は、許可 (第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。) 又は 起業の認可 (第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。) をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類 (知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをい

- う。以下同じ。)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4～9 略

(継続の許可又は起業の認可)

- 第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしななければならない。
- (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
 - (2)～(4) 略
- 2 略

3 許可の有効期間の短縮について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
小型機船底びき網漁業	かいけた網漁業	許可日から 令和4年7月31日まで	中部漁協による漁業権放棄が見込まれているため、短縮。
機船船びき網漁業	あみえび機船船びき網漁業	許可日から 島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	許可日から 令和4年12月31日まで	〃

【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋

(許可の有効期間)

- 第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。
- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 **5年 ※1**
 - (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
 - (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 **1年 ※2**
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、**前項の期間より短い期間を定めることができる。** ※3

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かいけた網漁業	西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	11

(2) 機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
あみえび機船船びき網漁業	鳥取県沖合。ただし、中海海域に限る。	3トン未満	定めなし	6月1日から翌年3月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月2日から同月9日まで

3 許可の有効期間

(1) 小型機船底びき網漁業(かいけた網漁業)

許可日から令和4年7月31日まで

(2) 機船船びき網漁業（あみえび機船船びき網漁業）

許可日から島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

小型いかつり漁業(県外船)

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	10トン以上30トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月2日から同月16日まで

3 許可の有効期間

許可日から令和4年12月31日まで